

工事監理状況報告書(木造枠組壁工法)

令和7年7月1日作成高崎市

完了検査

(あて先) 建築主事

令和 年 月 日

確認済証番号	令和 年 月 日 第 号	確認機関名
" (変更)	令和 年 月 日 第 号	確認機関名
工事場所	建築主氏名	

上記、建築物の工事監理状況について、建築基準法12条5項の規定により次のとおり報告します。

報告者	<input type="checkbox"/> 工事監理者	会社住所
	<input type="checkbox"/> 工事施工者	会社名
		報告者名

確認事項	確認を行う照合内容	照合方法※1	照合結果※2	備考
		A:目視 B:計測 C:その他		
1 確認表示板(法89)	1 建築確認表示板の設置	A	適:不適	
2 敷地の衛生及び安全(法19)	1 がけ・擁壁の安全性、敷地の衛生及び安全	A : B : C	適:不適	
3 敷地と道路の関係 (法42 43)	1 道路の幅員	A : B : C	適:不適	
	2 道路に接する敷地の長さ	A : B : C	適:不適	
	3 敷地内通路、専用通路の幅及び長さ	A : B : C	適:不適	
	4 2項道路の後退	A : B : C	適:不適	
4 敷地形状、容積率、建ぺい率 (法52~54)	1 敷地形状及び高低差	A : B : C	適:不適	
	2 基礎形状・建物形状	A : B : C	適:不適	
	3 建物配置(道路、隣地からの離れ)	A : B : C	適:不適	
5 斜線制限 (法56)	1 建築確認図書の立面図との照合	A : B : C	適:不適	
	2 道路、隣地、北側敷地境界線からの後退距離の確認	A : B : C	適:不適	
6 設備 (令129の2の4~7等)	1 浄化槽の仕様・処理能力	A : B : C	適:不適	
	2 配管・配線の種類・形状・寸法・設置状況等	A : B : C	適:不適	
	3 給排水設備の種類・形状・寸法・設置状況等	A : B : C	適:不適	
	4 ガス設備の形状・寸法・規格・性能等	A : B : C	適:不適	
7 外装仕上げ(法22、23、24、62、63)	1 屋根・外壁・軒裏材の仕上げ	A : B : C	適:不適	
	2 大規模木造建築物等の外壁・軒裏材の仕様(法25)	A : B : C	適:不適	
	3 防火地域内等の開口部・外装等の仕様(法61~64)	A : B : C	適:不適	
8 特殊建築物等の内装(法35の2)	1 壁・天井の仕上げ	A : B : C	適:不適	
9 居室の採光・換気(法28)	1 間取り	A : B : C	適:不適	
	2 外壁の開口部の大きさ、機械換気設備の仕様	A : B : C	適:不適	
	3 火気使用室の換気設備	A : B : C	適:不適	
10 階段及び踊場(令23~26)	1 幅・蹴上げ・踏面の寸法、手摺	A : B : C	適:不適	
11 特殊建築物等の避難(法35)	1 避難施設(下記項目を除く)	A : B : C	適:不適	
	2 排煙設備(令126の2、126の3)	A : B : C	適:不適	
	3 非常用の照明装置(令126の4、126の5)	A : B : C	適:不適	
	4 非常用進入口(令126の6、126の7)	A : B : C	適:不適	
	5 敷地内通路(令128)	A : B : C	適:不適	
12 防火区画等	1 界壁(令22の3 令114)	A : B : C	適:不適	
	2 防火区画(令112)	A : B : C	適:不適	
	3 防火壁等(法26),延べ面積1,000㎡超	A : B : C	適:不適	
	4 避雷設備(法33) 20mを超える建築物	A : B : C	適:不適	

確認事項	確認を行う照合内容	照合方法※1	照合結果※2	備考
		A:目視 B:計測 C:その他		
13 シックハウス対策 (法28の2、令20の5)	1 クロルピリホスの使用禁止	A : B : C	適 : 不適	
	2 内装下地材の種類別	A : B : C	適 : 不適	
	3 接着剤の種類別	A : B : C	適 : 不適	
	4 内装下地材の種類別	A : B : C	適 : 不適	
	5 塗料の種類別	A : B : C	適 : 不適	
	6 建具・造り付家具の種類	A : B : C	適 : 不適	
	7 換気区画・換気ルート	A : B : C	適 : 不適	
	8 換気設備機器の性能(換気風量)	A : B : C	適 : 不適	
	9 天井裏等の下地材	A : B : C	適 : 不適	
14 基礎・地盤 (令38、告示1347)	1 設計図書通りの地耐力が得られたか 確認方法 ()	A : B : C	適 : 不適	
	2 地耐力が得られなかった場合の措置について 措置の内容 ()	A : B : C	適 : 不適	
	3 基礎種別の確認 <input type="checkbox"/> 連続 <input type="checkbox"/> べた <input type="checkbox"/> 独立 <input type="checkbox"/> 杭	A : B : C	適 : 不適	
	4 各部材の形状、寸法の確認	A : B : C	適 : 不適	
	5 配筋の確認 (径、間隔、かぶり、継手、定着、貫通補強等)	A : B : C	適 : 不適	
15 居室の床の高さ及び防湿方法(令22)	1 床の高さ、床下換気口又これに代わる措置	A : B : C	適 : 不適	
16 主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)	1 木材、コンクリート、鉄筋、屋根材、外壁材、接合金物等の種類・品質・形状・寸法	A : B : C	適 : 不適	
17 土台 (令42)	1 基礎との緊結(アンカーボルトの位置・接合方法)	A : B : C	適 : 不適	
18 床版(告示1540)	1 根太(床・端・側)の形状・寸法・間隔・転び止め	A : B : C	適 : 不適	
	2 開口部補強	A : B : C	適 : 不適	
	3 耐力壁直下の床根太補強	A : B : C	適 : 不適	
	4 床材の厚さ	A : B : C	適 : 不適	
	5 各部材相互の緊結	A : B : C	適 : 不適	
19 耐力壁等(告示1540)	1 耐力壁の配置(壁量計算書との照合)	A : B : C	適 : 不適	
	2 上、下、たて枠寸法・規格	A : B : C	適 : 不適	
	3 耐力壁線相互の距離、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積	A : B : C	適 : 不適	
	4 外壁の耐力壁線相互の交さる部分	A : B : C	適 : 不適	
	5 耐力壁のたて枠相互間隔	A : B : C	適 : 不適	
	6 各耐力壁の隅角部及び交さる部分	A : B : C	適 : 不適	
	7 耐力壁のたて枠と直下の床の枠組みとの緊結	A : B : C	適 : 不適	
	8 頭つなぎ	A : B : C	適 : 不適	
	9 耐力壁線に設ける開口部の幅等	A : B : C	適 : 不適	
	10 開口部上部のまぐさ	A : B : C	適 : 不適	
	11 筋かいの欠込み	A : B : C	適 : 不適	
	12 各部材相互の緊結	A : B : C	適 : 不適	
20 根太等の横架材(告示1540)	1 横架材の欠込みが無いこと	A : B : C	適 : 不適	
21 小屋組等(令46、告示1540)	1 たるき及び天井根太の 寸法・規格	A : B : C	適 : 不適	
	2 たるき相互の間隔	A : B : C	適 : 不適	
	3 たるきつなぎ	A : B : C	適 : 不適	
	4 トラス	A : B : C	適 : 不適	
	5 たるき又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結	A : B : C	適 : 不適	
	6 振れ止め	A : B : C	適 : 不適	
	7 屋根版	A : B : C	適 : 不適	
	8 屋根下地の寸法・規格	A : B : C	適 : 不適	
	9 各部材相互の緊結	A : B : C	適 : 不適	

確認事項	確認を行う照合内容	照合方法※1		照合結果※2	備考
		A:目視			
		B:計測			
		C:その他			
21 小屋組等(令46, 告示1540)	10 開口部の幅等	A : B : C		適 : 不適	
	11 開口部上部のまぐさ	A : B : C		適 : 不適	
22 防腐防蟻措置(令49)	1 防腐・防蟻措置(土台・柱・筋かい)	A : B : C		適 : 不適	
23 令第121条の2の規定の適用を受ける直通階段が木造である場合の措置(令121条の2)	1 構造、防腐措置及び施工状況	A : B : C		適 : 不適	
24 外皮性能	1 (該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	A : B : C		適 : 不適	
25 一次エネルギー消費量	1 (該当する場合は省エネ基準工事監理状況報告書参照)	A : B : C		適 : 不適	
26 その他 ※3		A : B : C		適 : 不適	
		A : B : C		適 : 不適	
		A : B : C		適 : 不適	
		A : B : C		適 : 不適	

※4 その他の照合方法					

検査に用意する図書の例 ※5	確認関係図書	<input checked="" type="checkbox"/> 確認申請図書 <input type="checkbox"/> 告示第1347号による基礎構造図 <input type="checkbox"/> 床伏せ図、壁伏せ図、屋根伏せ図
	工事監理記録	<input checked="" type="checkbox"/> 支持地盤確認 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎配筋検査 <input checked="" type="checkbox"/> 枠組等構造検査 <input checked="" type="checkbox"/> 屋根材接合確認 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱施工確認 <input checked="" type="checkbox"/> 一次エネ設備確認 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設・隠蔽配管確認 <input checked="" type="checkbox"/> 完成検査 <input checked="" type="checkbox"/> その他検査・確認
	使用材料の品質を示す書類 (品質を示す写真も可)	<input type="checkbox"/> 鉄筋・鉄骨ミルシート <input type="checkbox"/> コンクリート納入書・試験結果等 <input type="checkbox"/> 木材納品書 <input type="checkbox"/> 接合金物カタログ等 <input type="checkbox"/> 屋根・外壁材納品書 <input type="checkbox"/> 断熱材・サッシ・ガラス納入仕様書等 <input checked="" type="checkbox"/> 内装材等納品書(シックハウス) <input type="checkbox"/> 内装材等納品書(内装制限) <input type="checkbox"/> 一次エネ設備納入仕様書等 <input type="checkbox"/> 各種認定書
	その他	<input type="checkbox"/> 工事写真※6 <input type="checkbox"/> 各種施工結果報告書(杭・地盤改良等) <input type="checkbox"/> 各種施工要領書

検査に用意する工事写真の例	材料	・構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など(鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具) ・断熱材(仕様・厚さ)	
	施工状況 (適切な工事監理の実施が確認できれば、全箇所ではなく種類毎の写真提示も可)	基礎	・支持地盤の状況
			・基礎配筋の状況(底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等)
			・アンカーボルト(ホールダウン用、土台用)の設置状況(埋め込み長さ、フック)
			・型枠施工状況(各部の寸法等)
			・型枠脱型後のコンクリートの状況
	木造の部分	・柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置	
		・接合金物の配置の状況(柱頭、柱脚、筋かい端部、火打、土台)	
		・接合部に用いた接合具の種類、本数	
		・耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔	
屋根	・瓦等、屋根葺き材の留付状況		
断熱材	・断熱材の設置状況		
配管	・埋設、隠蔽配管の施工状況		

- ※1 照合方法は、A : B : Cに○印を記入して下さい。（該当しない項目は記入しないで下さい）
- ※2 照合結果は、「適」・「不適」のいずれかに○印を記入してください。工事施工者が注意に従わなかった場合は「不適」に○印を記入し、建築主に対し報告した内容を備考に記入して下さい。
- ※3 確認事項の項目にないものは、「26その他」の欄に記入してください。例として、県条例による制限や、増築等で既存改修がある場合には「その他」に記載してください。
- ※4 照合方法が「C:その他」の場合は、その項目番号とその他照合の動作や試験結果成績書等による具体的方法を記入して下さい。
- ※5 「■」「△」「□」の記号は、当該書類の用意に関する区分で、内容は以下のとおりです。なお、該当しない項目に係る書類（例えば、省エネ外皮基準適用外の非住宅の場合の断熱等関係書類）や、中間検査時にすべて検査が終了している書類については検査に用意不要です。
- :用意する書類
 - △:令第10条第3号建築物(防火地域等外の一戸建て住宅)の場合は用意不要(建築士により工事監理された場合に限る)
 - :法第6条の4第1項第3号建築物の場合は用意不要(建築士により工事監理された場合に限る)
- ※6 法7条の5(検査の特例)の適用の場合、「基礎配筋」「軸組及び仕口その他の接合部」「屋根小屋組」の写真を、完了検査申請書に添付してください(中間検査前の工事に係るものは除く)。